

農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴う地域計画の作成に関する方針

令和5年4月

栃木県農政部生産振興課

1 基本的な考え方

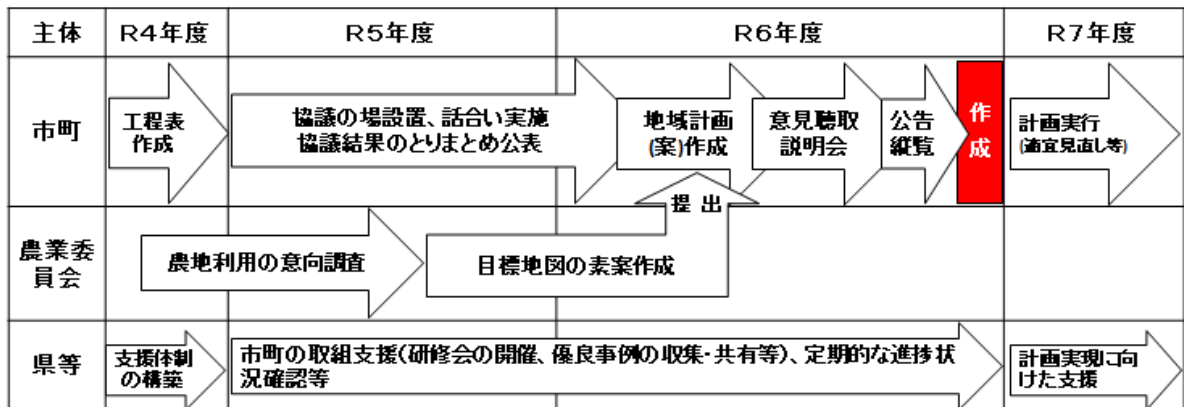
農業者の減少の加速化が見込まれる中、農地が継続して適切に利用されるためには、農業を担う者への農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題であることから、令和4年5月に農業経営基盤強化促進法（以下、基盤法）及び農地中間管理事業の推進に関する法律の一部が改正され、将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の作成や農地の権利設定等の仕組みの変更が定められた。

このため県は、農地の貸借等の制度変更による農業者等の混乱を防ぐため、県内全市町の653地域で実質化された人・農地プランを土台に、将来の農業を担う者と農地の集約化に重点を置いた「目標地区」の作成を進めることとし、人・農地プランを実質化した全ての地域について、令和6年度末までに地域計画の作成を推進する。

2 推進目標

○ 経過措置期間における、集約化に重点を置いた目標地区及び地域計画の作成

地域計画作成に向けた基本スケジュール



◎ R5～6年度の2か年で農業を担う者への農地の集約化に重点を置き、目標地区を含む地域計画を作成する。

○ 令和6年度末までに実質化された人・農地プランの全地域で地域計画を作成

地域計画の作成エリアの目標

項目	実質化「人・農地プラン」 現状(令和4年度)	地域計画 目標(令和7年度)
カバー面積	130,060ha	130,060ha
参考(農振農用地面積)	127,378ha	上記に包含

3 地域計画作成推進のポイント

(1) 市町が統一した地域計画作成推進

地域計画作成を起点として、農地の権利設定等に係る手続きが、市町による「集積計画」から農地バンクによる「促進計画」へと一本化される。手続き変更に伴う農業者等の混乱を防ぎながら、集約化に重点を置いた「目標地図」を含む地域計画作成を進めるため、改正された基盤法の附則規定に基づく経過措置を地域計画作成期間として最大限活用することとし、市町による令和6年度末（令和7年3月31日）を公告日とした地域計画作成を推進する。

(2) 作成推進に向けた体制づくり支援

限られた作成期間の中で「地域計画」作成を効率的に進めるためには、行政、農業委員会、農地バンク、JA系統、土地改良区等が一体となって取り組む必要がある。

このため県は、市町段階の体制づくりを促すとともに、地域計画作成からその後の実行に向けて、市町ごとに担当職員を配置するなど、支援体制の強化を図る。

また、県段階では、農業関係団体4者（農地バンク、農業会議、JA中央会、土地改良団体連合会）と連携し、市町段階の取組を支援する（別紙1、2）。

さらに、地域での合意形成を促すため、関係職員、地域のまとめ役として期待される農業委員及び農地利用最適化推進委員を対象とした研修会を開催し、話合いのスキルアップを図る。

(3) 実質化された人・農地プランを土台とした地域計画作成推進

本県では、全市町の653地域で実質化された人・農地プランが作成されていることから、これまでのプロセスや成果を活用しながら、全ての人・農地プランが地域計画へ移行するよう地域計画作成を推進する。

このため県は、地域計画に定めるべき事項の考え方や、具体的な目標地図の作成手順等を示した作成指針（別紙3）をもとに、目標地図の作成に向けた助言・支援を行う。

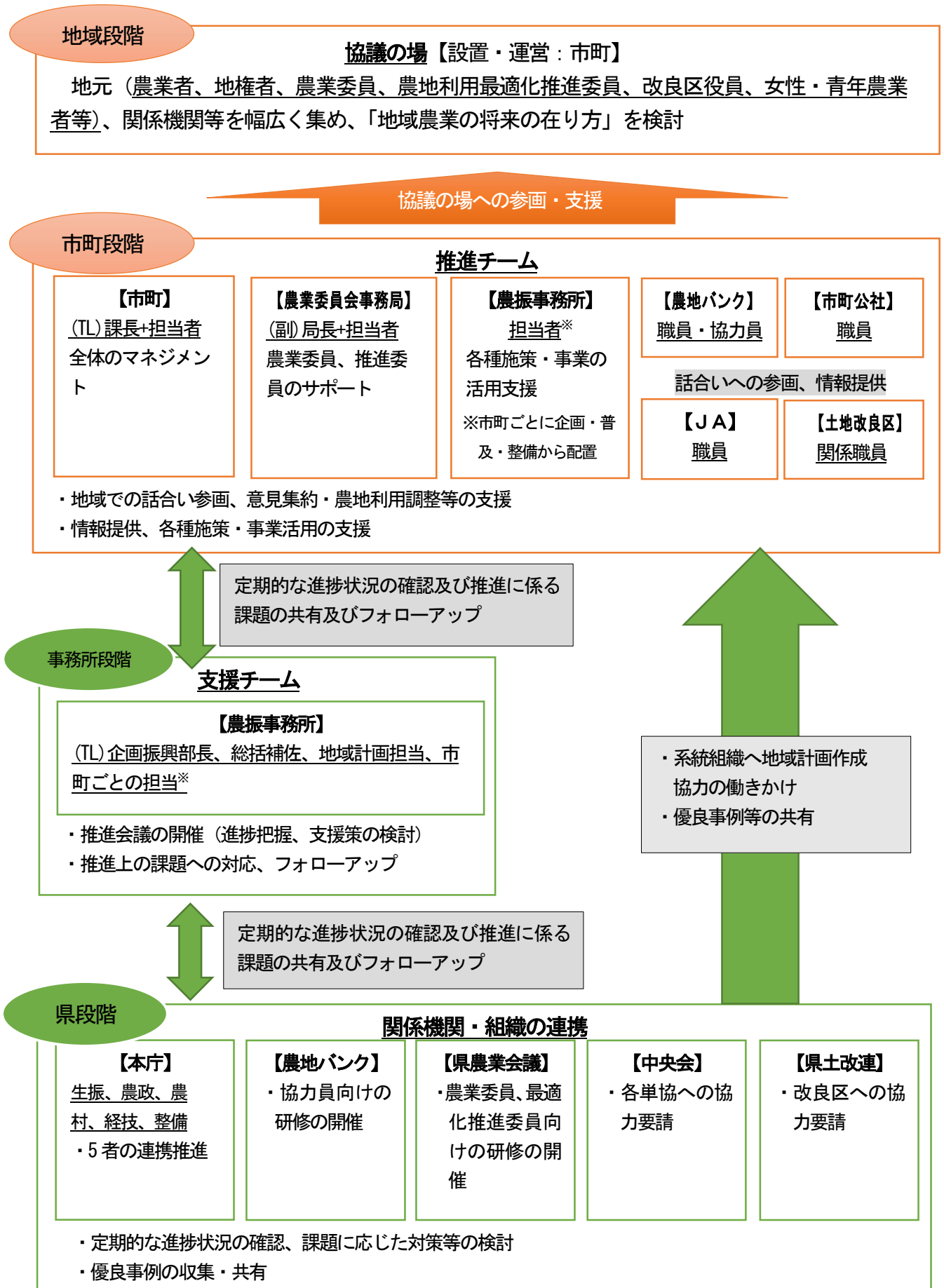
また、人・農地プランモデル地域については、先行モデルとして、取組を支援するとともに、推進体制、推進手法など有効な手段について他地域への横展開を図る。

併せて、協議の場での話合いの実施や目標地図の作成に係る市町等の取組については、国庫事業（地域計画作成推進緊急対策事業等）を活用して支援していく。

(4) その他（各種施策との連携）

限られた期間の中で内容の充実を図るため、とちぎ広域営農システムの構築や基盤整備事業及び麦・大豆・飼料作物の作付け拡大の推進など、各種施策と一体的な取組により作成を推進する。

(別紙1) 体制イメージ



(別紙2)

主体別に期待される具体的な役割（取組内容）について

1 市町段階の推進チームに期待される役割について

主体名	期待される役割（取組内容）
共通	<ul style="list-style-type: none">・関係機関は、「地域計画」を作成していくため、所有する情報を積極的に提供し、必要な情報を共有・期待される役割に応じて主体的な取組を行うほか、地域の話合いに積極的に参加し、将来の地域農業について合意形成等を支援・地域計画の実行に当たっては、市町、農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区、県などの関係機関が連携しながら、地域と一体となって支援
市町	<ul style="list-style-type: none">・地域ごとの工程表の作成及び全体のマネジメント、協議の場の設置・運営・地域計画が作成されるまでの期間、地域計画の土台となる実質化された人・農地プランの更新・目標地区の素案作成について、必要に応じて農業委員会への要請通知等を発出・人・農地プランモデル地域等を先行取組地区として位置付けるなど、実質化された人・農地プランの取組を活用・農地制度や地域計画（目標地区）について、農業者をはじめ地域の幅広い関係者に広報誌やホームページ等を活用し周知
農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none">・農業委員・農地利用最適化推進委員への活動推進・働きかけ（地域協議の役割、推進等実践活動の啓発）・市町農政部局、関係機関との連携の下、目標地区素案の作成
市町農業公社・農地バンク業務委託先（機構集積協力員）	<ul style="list-style-type: none">・協議の場への参画、意見集約・農地利用調整等の支援・市町農業公社の取組及び農地バンク事業全般の情報提供・地域内の農地バンク活用状況や広域的に活動する担い手に関する情報提供
農業協同組合（本店・地区営農経済センター）	<ul style="list-style-type: none">・関係機関と連携した地域計画の作成及び取組の推進・「次世代担い手確保・育成計画」と連動した、担い手の規模拡大（農地集積・作業の効率化等）及び経営継続（事業承継対策・法人化等）に向けた支援・地域が振興する作物に関する情報提供

主 体 名	期待される役割（取組内容）
土地改良区	<ul style="list-style-type: none"> ・各改良区組織を活用した周知活動・協議の場への参加呼び掛け ・改良区役職員による協議の場への参加 ・土地改良事業実施地区における農地集積・集約化に関する情報提供、目標地図の作成協力
農業振興事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・所内支援体制の構築、市町の作成推進に向け助言・支援の実施 ・各種事業推進地区（人・農地プランモデル地域、とちぎ広域営農モデル地域、圃場整備推進地区）における重点支援 ・協議の場の運営支援及び各種施策・取組事業等に関する情報提供 ・地域が振興する作物に関する情報提供 ・広域的な営農を行う担い手に関する情報提供 ・土地改良事業に係る計画に関する情報提供 ・協議の場での進行役を担い得るOB等に関する情報提供

2 県段階の関係団体による地域計画作成に向けた取組について

主 体 名	実施時期	取 組 内 容
農地バンク	令和5年 6月～	<ul style="list-style-type: none"> ・機構集積協力員への協議の場への参加依頼 ・機構集積協力員のスキルアップのための研修会の開催や情報交換の場の提供
(一社)栃木県 農業会議	令和5年 4月～8月 8月～10月 随時	<ul style="list-style-type: none"> ・市町農業委員会事務局職員に対する研修 (新任者含む、法律改正等) ・非改選市町農業委員等に対する研修 (目標地図作成の工程(経営意向把握・調整等)) ・タブレット、サポートシステムの研修・活用支援 ・新任農業委員・新任農地利用最適化推進委員研修 (農地制度、農地バンク、地域計画・目標地図等) ・地域計画・目標地図作成に関する研修等 (意向把握データ活用、地図作成の支援等)
J A中央会	令和5年 4月～ 年2回 随時 随時 随時	<ul style="list-style-type: none"> ・各J Aに対する地域計画作成を行う市町への協力要請 ・営農担当部課長会議等を活用した、J Aグループが推進する「担い手確保・育成計画」の取組状況等の把握 ・集落営農組織の将来構想(後継者確保・生産能力の効率化・他組織との連携等)作成に向けた支援をJ Aとともに実施 ・担い手の確保育成、集落営農の組織化等に係るノウハウ・事例の情報収集及び提供 ・関係機関と連携した担い手への農地集積、事業継承等の取組の推進
県土連	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・会員(各土地改良区)への協議・研修会等への参加呼び掛け ・所持データを活用した目標地図作成支援(受託)
県 (生産振興課及び各課)	年4回 年1回 年1回 年1回	<ul style="list-style-type: none"> ・市町段階での進捗状況や課題を事務所段階の支援チームを通じて把握し、関係者へ共有するとともに、解決方策の検討や支援を実施 ・市町等との意見交換等の実施 ・地域の中核となる者に対する研修会の開催 ・関係機関の担当者等に対する話合いのスキル等に関する研修会の開催

(別紙3)

地域計画作成指針

1 趣旨

地域計画の効率的な作成を推進するため、実質化された人・農地プランを最大限活用するとともに、経過措置期間内に、集約化に重点を置いた「目標地図」を含む地域計画の作成を進めるための指針とする。

2 地域計画作成推進の考え方

(1) 地域の考え方について

- ・実質化された人・農地プランにより、既に協議の場がある場合は、地域計画は人・農地プランの取組の延長であるという観点から、人・農地プランの地域を基本とする。
- ・地域を変更する場合は、目標地図作成に向け、担い手（農地の受け手）の営農実態を考慮しながら行う。
- ・人・農地プランモデル地域については、引き続きプラン実現に向けた取組を支援するとともに、先行モデルとして地域計画作成を推進する。
- ・とちぎ広域営農システムや圃場整備事業等を推進する地域においては、必要に応じて人・農地プランの地域を統合又は分割する。

【参考】地域割りの考え方

～施策・事業で地域割りを決めている例～

- ・農地整備事業の受益地の範囲を基に、地域を設定している事例がある。
- ・すでに地域の担い手や出し手と合意形成済みの既存の計画（換地図、促進計画等）があることや、既存の話合いの場（準備委員会等）がある場合は、地域計画の作成を進めやすい。

(2) 協議の場の設置について

- ・実質化された人・農地プランは、協議の結果とみなすことが可能なことから、「地域農業の方向性はある程度定まっている」、「中心経営体として担い手が十分に特定されている」ものとして、地域計画への移行に必要な事項及び農地の集約化を中心に協議するなど、開催方法を工夫する。

【参考】協議の場の開催方法について（その1）

～進め方の検討、参集者の選定から開催・意向のとりまとめまでの例～

- ・以下①～⑤の記載のとおり地域にアプローチして、話し合いや意向のとりまとめを進めている事例がある。不要な工程は省略する等、地域の状況に併せて工夫して実施するのが良いと考える。
- ・なお、関係機関との調整を含め、所要期間は3～5か月程度要することが想定されるため、余裕を持った取組が必要である。

- ① 現状を把握するため、アンケートを実施・分析。担当者が進め方の案を作成。
- ② 関係機関（農業委員会事務局、JA、市町公社等）に共有、進め方の案に対する意見照会及び協力を要請。
- ③ 地元の関係者（例：農業委員、農地利用最適化推進委員、土地改良区役員、自治会長、集落営農組織の代表者等）に進め方に対する意見照会及び協力を依頼（地域会合での進行、各団体・組織の代表者には所属する個々の意向のとりまとめを依頼）。
- ④ 参集者については、各代表者を基本とし、協議の場を開催。
- ⑤ 話し合いを行った結果をまとめて広報に掲載するなど、参加出来なかった方へ積極的に情報共有。

- ・人・農地プランの地域から変更した場合は、担い手や耕作者が変わり、将来方針が変わることが予想されることから、人・農地プランの取りまとめ結果を再整理することで協議の結果として周知、公表する。
- ・人・農地プランにより明らかとなった地域の農業の実態、担い手の状況を踏まえ、将来の受け手を想定したゾーニング、地域外からの受け手の呼び込み等について検討する。
- ・協議の場の運営については、説明や周知が中心となる場合は複数地域をまとめての説明会方式、テーマや対象者を絞った合意形成の場合は座談会形式、またそれらを併用するなど、状況に応じて開催方法を工夫する。

【参考】協議の場の開催方法について（その2）

～ワークショップ形式で協議の場を開催した例～

- ・ワークショップ形式では、参加者の主体性を確保できるメリットがある。
- ・以下①～③の手順でワークショップ形式の地域会合を開くことにより、地域の意向をとりまとめた事例がある。
 - ① 進め方、課題の整理（付箋等を活用し、アイデアを出す）
 - ② 対策の検討・方針決定（アイデアに対する対応策を検討する）
 - ③ 方針の実現に向けた具体的な取組方策の検討（投票制によるアイデアの絞り込みと具体的な取組をまとめる）以降は、各取組方針の実現に向けたスケジュール調整等を進める。

- ・既存の多面的・中山間直接支払交付金の協議会、土地改良区の集まり等の多様な機会を活用しながら、計画的に協議の場を設けていく。

(3) 農業を担う者として位置付ける者について

- ・地域計画においては、中心経営体に加え、継続的に農地を利用する中小規模の経営体や副業的に農業を営む者についても積極的に位置付けるものとする。
- ・地域計画への位置付けが各種補助事業の要件とされているため、農業を担う者や新規就農者となることを見込まれる者は漏れなく記載する。

【参考】 農業を担う者の記載方法について

～任意組織の位置付けについて～

農地を所有、借受けできない任意組織が地域の受け手となっている場合、地域の営農体制を可視化する等の観点から、一覧への位置付けが妥当と考えられる場合には、構成員である個人の経営面積と重複しないよう記載する。

(4) 目標地図の作成について

- ・目標地図の素案作成には、耕作者、農地所有者の営農意向の把握が重要である。既存の意向調査結果や定期的な一斉調査の活用、農業委員・農地利用最適化推進委員によるタブレットの活用により、随時把握を行う。
- ・現況地図において、当面耕作を続けるが後継者が確保されていない農地については、集約化等を考慮しながら、計画的に意向把握や調整を進める。
- ・集約化を重視した目標地図を作成するため、協議の場を活用して農業を担う者ごとのゾーニングを行いながら、貸付け意向のある農地の受け手を調整していく。また、農業を担う者同士の交換による集約化も進める。
- ・早急に農地を貸したい者や、高齢化や地域外（県外）に居住のため、農地の管理が難しい農地所有者への対応については、受け手との調整、目標地図へ位置付け及び利用権設定等を速やかに実施するなど、優先順位を定めながら進めるものとする。
- ・地域計画作成後は、農地バンクを介した農地の貸借・売買の相手方は、目標地図に位置付けられている農業者を原則とすることから、十分調整の上で記載する。
- ・地域計画作成後「今後検討等」となっている農地については、目標地図の精度を高めるため継続して将来の受け手の特定を進めるものとする。

【参考】 目標地図の作成について

～意向調査から取り組む場合～

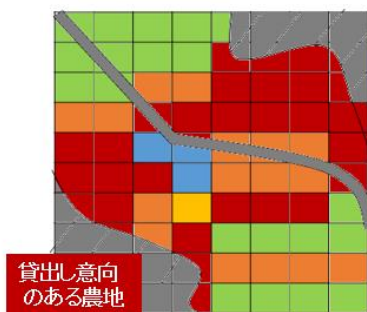
※市町・関係機関(農業委員会等): → 農業委員会: →



地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置づけられる者)

属性	農業者	現状		10年後の意向		表示
認農	○○○	水稻	5ha	水稻,麦	5ha	A
到達	▲▲▲	いちご	1ha	いちご,麦	3ha	B
集	□□□	水稻,麦	5ha	麦,大豆	10ha	C
利用者	◆◆◆	野菜	0.5ha	野菜,麦	3ha	D

ア、貸出し等の意向が見える化(=現状地図)



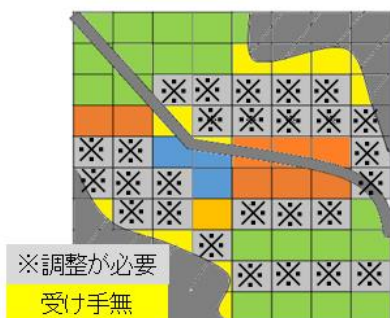
筆毎の所有者・耕作者の意向を把握し、貸付けや売買等の意向がある農地を見える化させる。

イ、担い手の意向が見える化



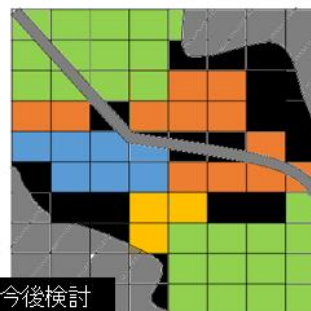
地域の話し合いの場を活用し、耕作者が将来的に耕作したいエリアを見える化させる。

ウ、調整が必要な農地が見える化(=目標地図(素案))



ア、イを照らし合わせ、出し手と受け手の調整が必要になる農地を見える化させる。調整が必要な農地については、関係機関で協力し、出してと受けての調整を行う。

エ、調整済みの農地を整理(=目標地図)



出し手と受け手で合意された農地は、農業を担う者毎に色分けをする。それ以外については「今後検討等」とし、調整ができ次第色分けをしていく。



作成した目標地図(案)を含めた地域計画(案)について、意見聴取・公告等の作成の手続きを進める。

(5) 地域計画に記載すべき事項への対応

① 地域において生産する主な農畜産物及び農用地等の利用方針

- ・地域において推奨される作物や栽培方法については、市町基本構想との整合性を図るとともに、JA等からの情報提供を参考に、地域計画に位置付ける。
- ・麦・大豆、飼料作物の作付け拡大や土地利用型園芸作物の産地化に取り組む地域は、農地の集積・集約化に加えて、品質向上や生産の効率化のため、作物ごとの団地化やブロックローテーションの構築についても併せて検討し、地域計画への記載に努める。

【参考】地域における農業の将来の在り方について

～作物の生産や栽培方法に関わる記載例～

- ① 水稻を主要作物としつつ、一部を慣行栽培から有機栽培へ段階的に切替え予定。併せて新規作物サツマイモを導入し、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。

② A集落は認定農業者 a、b、c に、B集落はd 法人に、C集落は集落営農法人 e に集積及び集約化を進める。特にB集落については、将来耕作されなくなる見込みの農地があるため、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募る等、地域全体で利用する仕組みづくりを進める。

② 農用地の利用の集積・集団化（集約化）に関する目標

- ・地域ごとの集積率は、基本構想と整合を図りつつ、地域の実情を踏まえて設定するものとする。

【参考】農用地の利用の集積・集団化（集約化）に関する目標について（その1）

～地域ごとの集積率に関する目標の設定例～

集積率の目標については、実質化された人・農地プランにおける、当該地域の中心経営体の経営面積及び当該地域において規模拡大意向のある中心経営体（地域外の担い手含む）の「引き受け意向のある面積」を合計し、将来の担い手への集積面積の参考とすることが考えられる。

例) 基本構想における担い手への集積率の目標 80%、地域の農用地等面積 80ha

時点	人・農地プランにおける担い手の耕作面積	集積率	目標	備考
現在	55ha	68.7%	—	
将来	70ha ※	87.5%	90%	さらなる集積に向けて、より高い数値を設定。

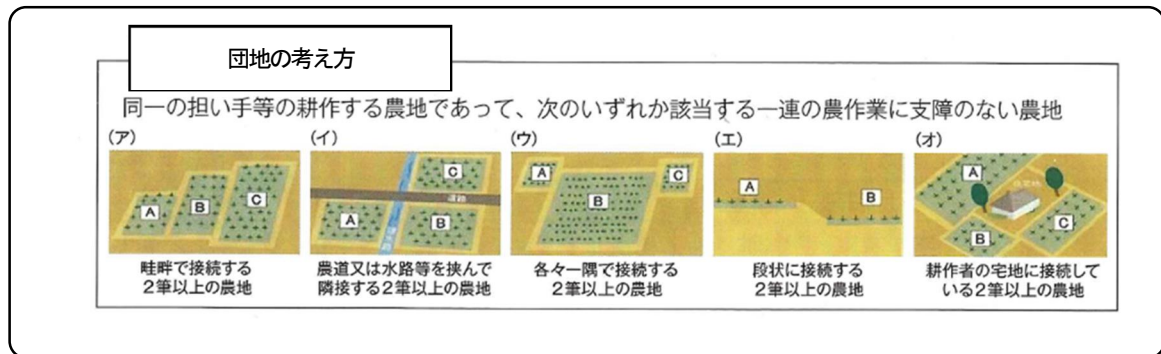
※ 実質化された人・農地プランの“担い手の将来引き受け意向のある面積”を参照

- ・集団化（集約化）に関する目標は、団地に該当する面積の増加を進めるものとするが、地域の実態に応じて、団地数の増加や団地エリア拡大など、集団化の指標や考え方を設定するものとする。

【参考】農用地の利用の集積・集団化（集約化）に関する目標について（その2）

～農用地の集団化（集約化）に関する目標の記載例～

担い手が利用する隣接する2筆以上の農地面積が50a以上の団地数及び面積は、30か所、平均60aである（令和6年度末時点）。今後は、団地面積の拡大に向け、担い手同士の交換等に取り組む。



③ 目標を達成するために取るべき措置

- ・条件不利地等の集積・集約化が進みにくい地域については、基盤整備事業の活用について検討・記載するとともに、具体的な取組となるよう、地域での話し合いを継続的に行う体制づくりを行う。
- ・新たな担い手の確保、地域の営農体制の強化が必要な地域については、集落営農の組織化、組織（法人）同士の連携・合併、農業支援サービス事業体の育成、地域外からの担い手や企業参入の受入れ等、「とちぎ広域営農システム」構築の取組について記載する。

【参考】目標を達成するために取るべき措置について

～多様な経営体の確保・育成の取組についての記載例～

多様な経営体である副業的に農業を営む者については、将来の営農意向を踏まえ、必要に応じて担い手として育成する。とちぎ広域営農システム等の取組により、新たに構築された草刈りや病害虫防除の請負組織等の農地利用を伴わない農業支援サービス事業体の連携についても、地域の営農体制を可視化する観点から、積極的に地域計画に位置付け、地域へ情報を共有していく。

また、地域内外からの新規就農者や入作者については、関係機関が連携し、相談から定着まで切れ目のない支援を行う。

(6) 地域計画案の公表、作成の進め方等

- ・地域計画（案）を作成・変更する際に実施する関係機関への意見聴取については、実質化された人・農地プランの作成・変更の際の「検討会」を活用できる。
- ・公告前には、できる限り関係者の理解が得られるよう、地域ごと又は複数地域をまとめて説明会を実施するなど配慮する。